

令和7年11月20日

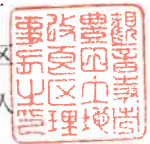
土地改良事業計画変更概要書の公告について

観音寺市豊田土地改良区公告第4号

観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市豊田土地改良区

理事長 内山 敬久



土地改良法第48条第3項の規定により別紙のとおり公告する。

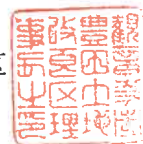
公 告

土地改良法第 48 条第 3 項の規定により、下記事項を記載した書類と共に土地改良区が新たに行おうとする団体営農地耕作条件改善事業三谷管路地区の認可申請をしたい旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者または、この地域内にある農用地の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その農用地または土地について、土地改良区を行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により、令和 7 年 12 月 2 日までに関係農業委員会に申し出られたい。

令和 7 年 11 月 20 日

観音寺市豊田土地改良区
理事長 内山 敬久



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約（定款、規約の変更を伴うとき）
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

土地改良事業計画変更概要書

団体営農地耕作条件改善事業 三谷管路地区

上段: (変更前)

下段: 変更後

1. 目的

本地区の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所在 観音寺市池之尻町 地内

(2) 地積 受益面積 12.5 ha 関係戸数 30 戸

(3) 現況 本水路(管路)は、香川用水の三谷池分水及び仁池分水での操作により、三谷池に香川用水を供給する役割をもつ水路であるが、昭和31年頃に敷設されたヒューム管で経年劣化が著しく、送水能力の低下が進んでいた。改修することで、管の更新や維持管理をしやすいとする。

3. 一般計画

- ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、41アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ・ 水路の整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
- ・ 畑地地域であり、緑豊かな畑地地帯であることから、周辺的环境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 水路延長 (890) m 起点 : 観音寺市池之尻町池下574-2
930 m 終点 : 観音寺市池之尻町山越1100-6

(2) 水路断面 $\phi 300$ mm

(3) 構造 塩ビ製VPRR管

5. 付帯工事計画

該当なし

6. 工事の着工及び完了予定期間

着工 令和3年7月1日

完了 (令和6年3月31日)
令和8年3月31日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、観音寺市豊田土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額 (千円)	備 考
工 事 費	(56,300) 97,869	
用地買収補償費	(1,700) 690	
測 量 試 験 費	(7,000) 11,441	
工 事 雑 費	-	
事 務 費	-	
計	(65,000) 110,000	(533,333) 10a当りの事業費 902,563 円

(2) 資金計画

区 分	金 額 (千円)	備 考
補 助 金	国 補 助 金 (32,500) 55,000	
	県 補 助 金 (16,250) 27,500	
	市 補 助 金 (13,000) 22,000	事業費の20%
	小 計 (61,750) 104,500	
地 元 負 担 金	受 益 者 負 担 金 (3,250) 5,500	
	借 入 金 -	農林漁業資金 利率 償還期間 - 賦課基準 -
	小 計 (3,250) 5,500	
計	(65,000) 110,000	

10. 事業効果

区 分	算 定 式	数 値	備 考
		千円 (100,000)	
総費用(現在価値化)	③=①+②	128,624	
当該事業による費用	①	(100,000) 80,509	
その他費用(関連事業費+資産価値+再整備費)	②	(0) 48,115	
年償還額	④	千円/年 (333) 367	
うち機能向上分	④'	千円/年 -	
年総効果(便益)額	⑤	千円/年 (6,867) 6,187	
現況年総農業所得額	⑥	千円/年 (4,146) 3,095	
年増加農業所得額	⑦	千円/年 (7,345) 6,614	
評価期間(当該事業の工事期間+40年)		年 (45) 47	年 (5) 7 工事期間
割引率		0.04	
総便益額(現在価値)	⑧	千円 (102,697) 129,938	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	(1.04) 1.01	≥1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥×100	(8.0%) 11.8%	≤20%
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	-	≤40%

11. 計画図

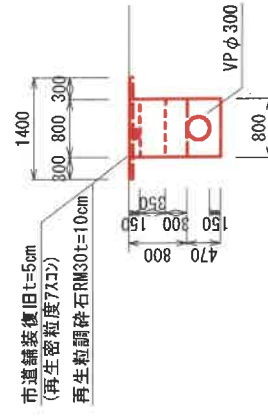
- (1) 位置図
別紙のとおり
- (2) 標準断面図
別紙のとおり

一般平面图



圖面標準

硬質ポリ塩化ビニル管 $\phi 300$ L=930m



令和2、3、4、5年度施工	
令和6年度施工	
令和7年度施工	
令和8年度以降	

特別徴収金の徴収について

この、団体営農地耕作条件改善事業 三谷管路 地区の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第 36 条の 2 第 1 項の規定により定款の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和 7 年 11 月 20 日

観音寺市豊田土地改良区
理事長 内山 敬久

